

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2010年9月)

2010年9月1日から9月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
88円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.959
1中国元につき	0.148
1スウェーデン・クローネにつき	0.135
1スイス・フランにつき	0.949
1スターリング・ポンドにつき	1.53
1ユーロにつき	1.28
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.254
1イラク・ディナールにつき	—
1イラン・リアルにつき	0.000101
1インド・ルピーにつき	0.0214
100インドネシア・ルピアにつき	0.0111
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.975
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.233
1オーストラリア・ドルにつき	0.878
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0831
1クウェート・ディナールにつき	3.46
1ケニア・シリングにつき	0.0123
100コロンビア・ペソにつき	0.0533
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1ジョルダン・ディナールにつき	1.41
1シンガポール・ドルにつき	0.727
100新台湾ドルにつき	3.11
100スリランカ・ルピーにつき	0.885

1スロヴァキア・コルナにつき	0.0424
1セイシェル・ルピーにつき	0.0800
100タイ・バーツにつき	3.09
100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.07
1チェッコ・コルナにつき	0.0506
100チリ・ペソにつき	0.188
1デンマーク・クローネにつき	0.172
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.157
1トルコ・リラにつき	0.650
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00665
1ニュージーランド・ドルにつき	0.714
1ノルウェー・クローネにつき	0.160
1パキスタン・ルピーにつき	0.0117
1パプアニューギニア・キナにつき	0.362
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.452
100バングラデシュ・タカにつき	1.44
1フィジー・ドルにつき	0.511
1フィリピン・ペソにつき	0.0216
1ブラジル・リアルにつき	0.565
1ブルネイ・ドルにつき	0.727
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.354
1ポーランド・ズロチにつき	0.314
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.312
1南アフリカ・ラントにつき	0.133
1ミャンマー・チャットにつき	0.155
1メキシコ・ペソにつき	0.0780
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0321
1モロッコ・ディルハムにつき	0.115
1ルーマニア・レイにつき	0.300
100ルワンダ・フランにつき	0.170
1ロシア・ルーブルにつき	0.0327

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成22年7月中における実勢相場の平均値）

(注) ヴェネズエラ・ボリーバルの切り下げが平成22年1月11日から行われた。

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2010年8月)

2010年8月1日から8月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
91円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.962
1中国元につき	0.147
1スウェーデン・クローネにつき	0.127
1スイス・フランにつき	0.888
1スターリング・ポンドにつき	1.48
1ユーロにつき	1.22
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.255
1イラク・ディナールにつき	—
1イラン・リアルにつき	0.000100
1インド・ルピーにつき	0.0215
100インドネシア・ルピアにつき	0.0109
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.957
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.233
1オーストラリア・ドルにつき	0.853
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0823
1クウェート・ディナールにつき	3.43
1ケニア・シリングにつき	0.0123
100コロンビア・ペソにつき	0.0519
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1ジョルダン・ディナールにつき	1.41
1シンガポール・ドルにつき	0.715
100新台湾ドルにつき	3.11
100スリランカ・ルピーにつき	0.880

1スロヴァキア・コルナにつき	0.0405
1セイシェル・ルピーにつき	0.0799
100タイ・バーツにつき	3.08
100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.02
1チェッコ・コルナにつき	0.0474
100チリ・ペソにつき	0.186
1デンマーク・クローネにつき	0.164
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.158
1トルコ・リラにつき	0.633
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00662
1ニュージーランド・ドルにつき	0.692
1ノルウェー・クローネにつき	0.154
1パキスタン・ルピーにつき	0.0117
1パプアニューギニア・キナにつき	0.356
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.433
100バングラデシュ・タカにつき	1.44
1フィジー・ドルにつき	0.500
1フィリピン・ペソにつき	0.0216
1ブラジル・リアルにつき	0.553
1ブルネイ・ドルにつき	0.715
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.353
1ポーランド・ズロチにつき	0.297
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.306
1南アフリカ・ラントにつき	0.131
1ミャンマー・チャットにつき	0.155
1メキシコ・ペソにつき	0.0785
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0305
1モロッコ・ディルハムにつき	0.111
1ルーマニア・レイにつき	0.288
100ルワンダ・フランにつき	0.171
1ロシア・ルーブルにつき	0.0320

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成22年6月1日から平成22年6月30日までの間における実勢相場の平均値）

(注) ヴェネズエラ・ボリーバルの切り下げが平成22年1月11日から行われた。

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2010年7月)

2010年7月1日から7月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
92円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.960
1中国元につき	0.146
1スウェーデン・クローネにつき	0.129
1スイス・フランにつき	0.883
1スターリング・ポンドにつき	1.47
1ユーロにつき	1.26
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.256
1イラク・ディナールにつき	—
1イラン・リアルにつき	0.000101
1インド・ルピーにつき	0.0218
100インドネシア・ルピアにつき	0.0109
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.972
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.233
1オーストラリア・ドルにつき	0.869
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0852
1クウェート・ディナールにつき	3.45
1ケニア・シリングにつき	0.0127
100コロンビア・ペソにつき	0.0504
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1ジョルダン・ディナールにつき	1.41
1シンガポール・ドルにつき	0.717
100新台湾ドルにつき	3.14
100スリランカ・ルピーにつき	0.879

1スロヴァキア・コルナにつき	0.0417
1セイシェル・ルピーにつき	0.0819
100タイ・バーツにつき	3.09
100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.05
1チェッコ・コルナにつき	0.0488
100チリ・ペソにつき	0.187
1デンマーク・クローネにつき	0.168
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.158
1トルコ・リラにつき	0.643
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00661
1ニュージーランド・ドルにつき	0.696
1ノルウェー・クローネにつき	0.159
1パキスタン・ルピーにつき	0.0118
1パプアニューギニア・キナにつき	0.357
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.452
100バングラデシュ・タカにつき	1.44
1フィジー・ドルにつき	0.505
1フィリピン・ペソにつき	0.0219
1ブラジル・リアルにつき	0.551
1ブルネイ・ドルにつき	0.717
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.351
1ポーランド・ズロチにつき	0.308
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングgitにつき	0.307
1南アフリカ・ラントにつき	0.131
1ミャンマー・チャットにつき	0.155
1メキシコ・ペソにつき	0.0784
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0306
1モロッコ・ディルハムにつき	0.114
1ルーマニア・レイにつき	0.300
100ルワンダ・フランにつき	0.173
1ロシア・ルーブルにつき	0.0328

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成22年5月1日から平成22年5月31日までの間における実勢相場の平均値）

(注) ヴェネズエラ・ボリーバルの切り下げが平成22年1月11日から行われた。

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2010年6月)

2010年6月1日から6月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
93円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.995
1中国元につき	0.146
1スウェーデン・クローネにつき	0.139
1スイス・フランにつき	0.936
1スターリング・ポンドにつき	1.53
1ユーロにつき	1.34
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.258
1イラク・ディナールにつき	—
1イラン・リアルにつき	0.000101
1インド・ルピーにつき	0.0225
100インドネシア・ルピアにつき	0.0111
100ヴァヌアツ・バツにつき	1.01
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.233
1オーストラリア・ドルにつき	0.927
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0897
1クウェート・ディナールにつき	3.47
1ケニア・シリングにつき	0.0129
100コロンビア・ペソにつき	0.0515
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1ジョルダン・ディナールにつき	1.41
1シンガポール・ドルにつき	0.724
100新台湾ドルにつき	3.18
100スリランカ・ルピーにつき	0.878

1スロヴァキア・コルナにつき	0.0445
1セイシェル・ルピーにつき	0.0837
100タイ・バーツにつき	3.10
100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.13
1チェッコ・コルナにつき	0.0531
100チリ・ペソにつき	0.192
1デンマーク・クローネにつき	0.180
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.157
1トルコ・リラにつき	0.670
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00665
1ニュージーランド・ドルにつき	0.713
1ノルウェー・クローネにつき	0.169
1パキスタン・ルピーにつき	0.0119
1パプアニューギニア・キナにつき	0.374
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.506
100バングラデシュ・タカにつき	1.44
1フィジー・ドルにつき	0.520
1フィリピン・ペソにつき	0.0224
1ブラジル・リアルにつき	0.569
1ブルネイ・ドルにつき	0.723
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.352
1ポーランド・ズロチにつき	0.347
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.312
1南アフリカ・ラントにつき	0.136
1ミャンマー・チャットにつき	0.155
1メキシコ・ペソにつき	0.0817
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0326
1モロッコ・ディルハムにつき	0.120
1ルーマニア・レイにつき	0.325
100ルワンダ・フランにつき	0.174
1ロシア・ルーブルにつき	0.0343

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成22年4月1日から平成22年4月30日までの間における実勢相場の平均値）

(注) ヴェネズエラ・ボリーバルの切り下げが平成22年1月11日から行われた。

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2010年5月)

2010年5月1日から5月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
90円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.977
1中国元につき	0.146
1スウェーデン・クローネにつき	0.140
1スイス・フランにつき	0.938
1スターリング・ポンドにつき	1.51
1ユーロにつき	1.36
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.259
1イラク・ディナールにつき	—
1イラン・リアルにつき	0.000101
1インド・ルピーにつき	0.0220
100インドネシア・ルピアにつき	0.0109
100ヴァヌアツ・バツにつき	1.00
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.233
1オーストラリア・ドルにつき	0.913
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0880
1クウェート・ディナールにつき	3.47
1ケニア・シリングにつき	0.0130
100コロンビア・ペソにつき	0.0524
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1ジョルダン・ディナールにつき	1.41
1シンガポール・ドルにつき	0.714
100新台幣ドルにつき	3.14
100スリランカ・ルピーにつき	0.876

1スロヴァキア・コルナにつき	0.0450
1セイシェル・ルピーにつき	0.0860
100タイ・バーツにつき	3.08
100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.14
1チェッコ・コルナにつき	0.0532
100チリ・ペソにつき	0.191
1デンマーク・クローネにつき	0.182
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.158
1トルコ・リラにつき	0.652
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00666
1ニュージーランド・ドルにつき	0.704
1ノルウェー・クローネにつき	0.169
1パキスタン・ルピーにつき	0.0119
1パプアニューギニア・キナにつき	0.366
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.512
100バングラデシュ・タカにつき	1.44
1フィジー・ドルにつき	0.518
1フィリピン・ペソにつき	0.0219
1ブラジル・リアルにつき	0.560
1ブルネイ・ドルにつき	0.715
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.352
1ポーランド・ズロチにつき	0.349
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.301
1南アフリカ・ラントにつき	0.135
1ミャンマー・チャットにつき	0.155
1メキシコ・ペソにつき	0.0796
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0328
1モロッコ・ディルハムにつき	0.121
1ルーマニア・レイにつき	0.332
100ルワンダ・フランにつき	0.175
1ロシア・ルーブルにつき	0.0338

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成22年3月1日から平成22年3月31日までの間における実勢相場の平均値）

(注) ヴェネズエラ・ボリーバルの切り下げが平成22年1月11日から行われた。

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率

(2010年4月)

2010年4月1日から4月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
90円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.947
1中国元につき	0.146
1スウェーデン・クローネにつき	0.138
1スイス・フランにつき	0.933
1スターリング・ポンドにつき	1.56
1ユーロにつき	1.37
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.260
1イラク・ディナールにつき	—
1イラン・リアルにつき	0.000101
1インド・ルピーにつき	0.0216
100インドネシア・ルピアにつき	0.0107
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.992
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.233
1オーストラリア・ドルにつき	0.887
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0864
1クウェート・ディナールにつき	3.47
1ケニア・シリングにつき	0.0130
100コロンビア・ペソにつき	0.0513
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1ジョルダン・ディナールにつき	1.41
1シンガポール・ドルにつき	0.708
100新台湾ドルにつき	3.12
100スリランカ・ルピーにつき	0.873

1スロヴァキア・コルナにつき	0.0454
1セイシェル・ルピーにつき	0.0873
100タイ・バーツにつき	3.02
100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.15
1チェッコ・コルナにつき	0.0527
100チリ・ペソにつき	0.188
1デンマーク・クローネにつき	0.184
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.158
1トルコ・リラにつき	0.658
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00662
1ニュージーランド・ドルにつき	0.698
1ノルウェー・クローネにつき	0.169
1パキスタン・ルピーにつき	0.0118
1パプアニューギニア・キナにつき	0.374
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.504
100バングラデシュ・タカにつき	1.44
1フィジー・ドルにつき	0.513
1フィリピン・ペソにつき	0.0216
1ブラジル・リアルにつき	0.543
1ブルネイ・ドルにつき	0.708
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.350
1ポーランド・ズロチにつき	0.341
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.293
1南アフリカ・ラントにつき	0.130
1ミャンマー・チャットにつき	0.156
1メキシコ・ペソにつき	0.0773
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0328
1モロッコ・ディルハムにつき	0.122
1ルーマニア・レイにつき	0.332
100ルワンダ・フランにつき	0.175
1ロシア・ルーブルにつき	0.0332

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成22年2月1日から平成22年2月28日までの間における実勢相場の平均値）

(注) ヴェネズエラ・ボリーバルの切り下げが平成22年1月11日から行われた。

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2010年3月)

2010年3月1日から3月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
91円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.958
1中国元につき	0.146
1スウェーデン・クローネにつき	0.140
1スイス・フランにつき	0.967
1スターリング・ポンドにつき	1.62
1ユーロにつき	1.43
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.263
1イラク・ディナールにつき	—
1イラン・リアルにつき	0.000101
1インド・ルピーにつき	0.0218
100インドネシア・ルピアにつき	0.0108
100ヴァヌアツ・バツにつき	1.01
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.266
1オーストラリア・ドルにつき	0.912
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0877
1クウェート・ディナールにつき	3.49
1ケニア・シリングにつき	0.0132
100コロンビア・ペソにつき	0.0505
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1ジョルダン・ディナールにつき	1.41
1シンガポール・ドルにつき	0.715
100新台湾ドルにつき	3.14

100スリランカ・ルピーにつき	0.874
1スロヴァキア・コルナにつき	0.0474
1セイシェル・ルピーにつき	0.0887
100タイ・バーツにつき	3.03
100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.20
1チェッコ・コルナにつき	0.0546
100チリ・ペソにつき	0.199
1デンマーク・クローネにつき	0.192
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.158
1トルコ・リラにつき	0.679
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00665
1ニュージーランド・ドルにつき	0.726
1ノルウェー・クローネにつき	0.174
1パキスタン・ルピーにつき	0.0118
1パプアニューギニア・キナにつき	0.378
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.529
100バングラデシュ・タカにつき	1.44
1フィジー・ドルにつき	0.523
1フィリピン・ペソにつき	0.0217
1ブラジル・レアルにつき	0.561
1ブルネイ・ドルにつき	0.716
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.350
1ポーランド・ズロチにつき	0.351
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リンギットにつき	0.296
1南アフリカ・ラントにつき	0.134
1ミャンマー・チャットにつき	0.156
1メキシコ・ペソにつき	0.0779
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0335
1モロッコ・ディルハムにつき	0.126
1ルーマニア・レイにつき	0.344
100ルワンダ・フランにつき	0.175
1ロシア・ルーブルにつき	0.0335

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成22年1月1日から平成22年1月31日までの間における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2010年2月)

2010年2月1日から2月28日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
90円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.947
1中国元につき	0.146
1スウェーデン・クローネにつき	0.140
1スイス・フランにつき	0.970
1スターリング・ポンドにつき	1.62
1ユーロにつき	1.46
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.263
1イラク・ディナールにつき	—
1イラン・リアルにつき	0.000101
1インド・ルピーにつき	0.0214
100インドネシア・ルピアにつき	0.0106
100ヴァヌアツ・バツにつき	1.02
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.466
1オーストラリア・ドルにつき	0.901
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0857
1クウェート・ディナールにつき	3.49
1ケニア・シリングにつき	0.0132
100コロンビア・ペソにつき	0.0495
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1ジョルダン・ディナールにつき	1.41
1シンガポール・ドルにつき	0.716
100新台湾ドルにつき	3.10

100スリランカ・ルピーにつき	0.875
1スロヴァキア・コルナにつき	0.0485
1セイシェル・ルピーにつき	0.0892
100タイ・バーツにつき	3.01
100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.22
1チェッコ・コルナにつき	0.0558
100チリ・ペソにつき	0.199
1デンマーク・クローネにつき	0.196
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.157
1トルコ・リラにつき	0.663
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00668
1ニュージーランド・ドルにつき	0.716
1ノルウェー・クローネにつき	0.173
1パキスタン・ルピーにつき	0.0119
1パプアニューギニア・キナにつき	0.380
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.533
100バングラデシュ・タカにつき	1.45
1フィジー・ドルにつき	0.522
1フィリピン・ペソにつき	0.0216
1ブラジル・レアルにつき	0.570
1ブルネイ・ドルにつき	0.716
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.347
1ポーランド・ズロチにつき	0.351
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.293
1南アフリカ・ラントにつき	0.133
1ミャンマー・チャットにつき	0.156
1メキシコ・ペソにつき	0.0778
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0340
1モロッコ・ディルハムにつき	0.128
1ルーマニア・レイにつき	0.344
100ルワンダ・フランにつき	0.175
1ロシア・ルーブルにつき	0.0333

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成21年12月1日から平成21年12月31日までの間における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2009年12月)

2009年12月1日から12月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
90円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.948
1中国元につき	0.146
1スウェーデン・クローネにつき	0.144
1スイス・フランにつき	0.979
1スターリング・ポンドにつき	1.62
1ユーロにつき	1.48
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.261
1イラク・ディナールにつき	—
1イラン・リアルにつき	0.000101
1インド・ルピーにつき	0.0214
100インドネシア・ルピアにつき	0.0105
100ヴァヌアツ・バツにつき	1.02
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.466
1オーストラリア・ドルにつき	0.907
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0850
1クウェート・ディナールにつき	3.48
1ケニア・シリングにつき	0.0133
100コロンビア・ペソにつき	0.0525
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1ジョルダン・ディナールにつき	1.41
1シンガポール・ドルにつき	0.715
100新台湾ドルにつき	3.09

100スリランカ・ルピーにつき	0.871
1スロヴァキア・コルナにつき	0.0492
1セイシェル・ルピーにつき	0.0949
100タイ・バーツにつき	2.99
100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.24
1チェッコ・コルナにつき	0.0572
100チリ・ペソにつき	0.184
1デンマーク・クローネにつき	0.199
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.158
1トルコ・リラにつき	0.679
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00666
1ニュージーランド・ドルにつき	0.739
1ノルウェー・クローネにつき	0.177
1パキスタン・ルピーにつき	0.0120
1パプアニューギニア・キナにつき	0.381
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.552
100バングラデシュ・タカにつき	1.45
1フィジー・ドルにつき	0.526
1フィリピン・ペソにつき	0.0214
1ブラジル・レアルにつき	0.575
1ブルネイ・ドルにつき	0.715
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.348
1ポーランド・ズロチにつき	0.352
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.294
1南アフリカ・ラントにつき	0.134
1ミャンマー・チャットにつき	0.156
1メキシコ・ペソにつき	0.0756
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0329
1モロッコ・ディルハムにつき	0.130
1ルーマニア・レイにつき	0.346
100ルワンダ・フランにつき	0.176
1ロシア・ルーブルにつき	0.0340

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成21年10月1日から平成21年10月31日までの間における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2009年11月)

2009年11月1日から11月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未滿を切り捨てること。

	(米ドル)
91円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.925
1中国元につき	0.146
1スウェーデン・クローネにつき	0.143
1スイス・フランにつき	0.961
1スターリング・ポンドにつき	1.63
1ユーロにつき	1.46
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.260
1イラク・ディナールにつき	—
1イラン・リアルにつき	0.000101
1インド・ルピーにつき	0.0206
100インドネシア・ルピアにつき	0.0102
100ヴァヌアツ・バツにつき	1.00
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.466
1オーストラリア・ドルにつき	0.862
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0824
1クウェート・ディナールにつき	3.47
1ケニア・シリングにつき	0.0132
100コロンビア・ペソにつき	0.0507
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1ジョルダン・ディナールにつき	1.41
1シンガポール・ドルにつき	0.703
100新台湾ドルにつき	3.07

100スリランカ・ルピーにつき	0.871
1スロヴァキア・コルナにつき	0.0483
1セイシェル・ルピーにつき	0.0845
100タイ・バーツにつき	2.96
100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.22
1チェッコ・コルナにつき	0.0574
100チリ・ペソにつき	0.182
1デンマーク・クローネにつき	0.196
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.158
1トルコ・リラにつき	0.671
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00653
1ニュージーランド・ドルにつき	0.704
1ノルウェー・クローネにつき	0.169
1パキスタン・ルピーにつき	0.0121
1パプアニューギニア・キナにつき	0.373
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.536
100バングラデシュ・タカにつき	1.45
1フィジー・ドルにつき	0.509
1フィリピン・ペソにつき	0.0208
1ブラジル・レアルにつき	0.550
1ブルネイ・ドルにつき	0.703
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.344
1ポーランド・ズロチにつき	0.350
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リンギットにつき	0.286
1南アフリカ・ラントにつき	0.133
1ミャンマー・チャットにつき	0.156
1メキシコ・ペソにつき	0.0745
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0325
1モロッコ・ディルハムにつき	0.128
1ルーマニア・レイにつき	0.343
100ルワンダ・フランにつき	0.176
1ロシア・ルーブルにつき	0.0325

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成21年9月1日から平成21年9月30日までの間における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2009年10月)

2009年10月1日から10月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
95円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.919
1中国元につき	0.146
1スウェーデン・クローネにつき	0.140
1スイス・フランにつき	0.936
1スターリング・ポンドにつき	1.65
1ユーロにつき	1.43
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.260
1イラク・ディナールにつき	—
1イラン・リアルにつき	0.000101
1インド・ルピーにつき	0.0207
100インドネシア・ルピアにつき	0.0100
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.971
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.466
1オーストラリア・ドルにつき	0.836
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0806
1クウェート・ディナールにつき	3.47
1ケニア・シリングにつき	0.0131
100コロンビア・ペソにつき	0.0495
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1ジョルダン・ディナールにつき	1.41
1シンガポール・ドルにつき	0.693
100新台湾ドルにつき	3.04

100スリランカ・ルピーにつき	0.871
1スロヴァキア・コルナにつき	0.0474
1セイシェル・ルピーにつき	0.0757
100タイ・バーツにつき	2.94
100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.20
1チェッコ・コルナにつき	0.0556
100チリ・ペソにつき	0.183
1デンマーク・クローネにつき	0.192
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.158
1トルコ・リラにつき	0.672
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00644
1ニュージーランド・ドルにつき	0.677
1ノルウェー・クローネにつき	0.165
1パキスタン・ルピーにつき	0.0121
1パプアニューギニア・キナにつき	0.376
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.529
100バングラデシュ・タカにつき	1.45
1フィジー・ドルにつき	0.499
1フィリピン・ペソにつき	0.0208
1ブラジル・レアルにつき	0.542
1ブルネイ・ドルにつき	0.693
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.339
1ポーランド・ズロチにつき	0.346
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.284
1南アフリカ・ラントにつき	0.126
1ミャンマー・チャットにつき	0.156
1メキシコ・ペソにつき	0.0768
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0316
1モロッコ・ディルハムにつき	0.126
1ルーマニア・レイにつき	0.338
100ルワンダ・フランにつき	0.176
1ロシア・ルーブルにつき	0.0316

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成21年8月1日から平成21年8月31日までの間における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率
(2009年9月)

2009年9月1日から9月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未滿を切り捨てること。

	(米ドル)		
95円につき	1	100スリランカ・ルピーにつき	0.871
1カナダ・ドルにつき	0.891	1スロヴァキア・コルナにつき	0.0468
1中国元につき	0.146	1セイシェル・ルピーにつき	0.0738
1スウェーデン・クローネにつき	0.130	100タイ・バーツにつき	2.94
1スイス・フランにつき	0.927	100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.18
1スターリング・ポンドにつき	1.64	1チェッコ・コルナにつき	0.0546
1ユーロにつき	1.41	100チリ・ペソにつき	0.185
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272	1デンマーク・クローネにつき	0.189
1アルゼンティン・ペソにつき	0.262	1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.159
1イラク・ディナールにつき		1トルコ・リラにつき	0.659
1イラン・リアルにつき	0.000100	1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00668
1インド・ルピーにつき	0.0206	1ニュージーランド・ドルにつき	0.645
100インドネシア・ルピアにつき	0.00990	1ノルウェー・クローネにつき	0.157
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.947	1パキスタン・ルピーにつき	0.0122
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき(注)	0.466	1パプアニューギニア・キナにつき	0.384
1オーストラリア・ドルにつき	0.805	1バーレーン・ディナールにつき	2.65
1オマーン・リアルにつき	2.60	100ハンガリー・フォリントにつき	0.518
1カタール・リアルにつき	0.275	100バングラデシュ・タカにつき	1.45
100韓国ウォンにつき	0.0792	1フィジー・ドルにつき	0.487
1クウェート・ディナールにつき	3.47	1フィリピン・ペソにつき	0.0208
1ケニア・シリングにつき	0.0130	1ブラジル・レアルにつき	0.518
100コロンビア・ペソにつき	0.0489	1ブルネイ・ドルにつき	0.690
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267	1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.332
1ジョルダン・ディナールにつき	1.41	1ポーランド・ズロチにつき	0.328
1シンガポール・ドルにつき	0.690	1香港ドルにつき	0.129
100新台湾ドルにつき	3.04	1マレーシア・リンギットにつき	0.282
		1南アフリカ・ラントにつき	0.126
		1ミャンマー・チャットにつき	0.156
		1メキシコ・ペソにつき	0.0748
		1モーリシャス・ルピーにつき	0.0313
		1モロッコ・ディルハムにつき	0.125
		1ルーマニア・レイにつき	0.334
		100ルワンダ・フランにつき	0.176
		1ロシア・ルーブルにつき	0.0317

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢(平成21年7月1日から平成21年7月31日までの間における実勢相場の平均値)

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2009年7月)

2009年7月1日から7月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
96円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.869
1中国元につき	0.147
1スウェーデン・クローネにつき	0.129
1スイス・フランにつき	0.904
1スターリング・ポンドにつき	1.55
1ユーロにつき	1.36
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.269
1イラク・ディナールにつき	—
1イラン・リアルにつき	0.000102
1インド・ルピーにつき	0.0206
100インドネシア・ルピアにつき	0.00964
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.905
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.466
1オーストラリア・ドルにつき	0.766
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0796
1クウェート・ディナールにつき	3.45
1ケニア・シリングにつき	0.0128
100コロンビア・ペソにつき	0.0449
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1ジョルダン・ディナールにつき	1.41
1シンガポール・ドルにつき	0.684
100新台湾ドルにつき	3.04

100スリランカ・ルピーにつき	0.857
1スロヴァキア・コルナにつき	0.0453
1セイシェル・ルピーにつき	0.0694
100タイ・バーツにつき	2.89
100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.15
1チェッコ・コルナにつき	0.0511
100チリ・ペソにつき	0.177
1デンマーク・クローネにつき	0.184
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.159
1トルコ・リラにつき	0.643
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00673
1ニューージーランド・ドルにつき	0.602
1ノルウェー・クローネにつき	0.155
1パキスタン・ルピーにつき	0.0124
1パプアニューギニア・キナにつき	0.363
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.485
100バングラデシュ・タカにつき	1.45
1フィジー・ドルにつき	0.468
1フィリピン・ペソにつき	0.0211
1ブラジル・レアルにつき	0.484
1ブルネイ・ドルにつき	0.684
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.334
1ポーランド・ズロチにつき	0.310
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リンギットにつき	0.284
1南アフリカ・ラントにつき	0.120
1ミャンマー・チャットにつき	0.156
1メキシコ・ペソにつき	0.0758
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0303
1モロッコ・ディルハムにつき	0.122
1ルーマニア・レイにつき	0.328
100ルワンダ・フランにつき	0.176
1ロシア・ルーブルにつき	0.0313

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成21年5月1日から平成21年5月31日までの間における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2009年6月)

2009年6月1日から6月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
99円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.817
1中国元につき	0.146
1スウェーデン・クローネにつき	0.122
1スイス・フランにつき	0.872
1スターリング・ポンドにつき	1.47
1ユーロにつき	1.32
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.271
1イラク・ディナールにつき	—
1イラン・リアルにつき	0.000100
1インド・ルピーにつき	0.0200
100インドネシア・ルピアにつき	0.00906
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.879
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.466
1オーストラリア・ドルにつき	0.716
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0751
1クウェート・ディナールにつき	3.43
1ケニア・シリングにつき	0.0126
100コロンビア・ペソにつき	0.0422
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1シンガポール・ドルにつき	0.665
100新台湾ドルにつき	2.97

100スリランカ・ルピーにつき	0.852
1スロヴァキア・コルナにつき	0.0438
1セイシェル・ルピーにつき	0.0659
100タイ・バーツにつき	2.82
100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.11
1チェッコ・コルナにつき	0.0494
100チリ・ペソにつき	0.172
1デンマーク・クローネにつき	0.177
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.159
1トルコ・リラにつき	0.623
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00675
1ニュージーランド・ドルにつき	0.573
1ノルウェー・クローネにつき	0.150
1パキスタン・ルピーにつき	0.0124
1パプアニューギニア・キナにつき	0.343
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.450
100バングラデシュ・タカにつき	1.45
1フィジー・ドルにつき	0.498
1フィリピン・ペソにつき	0.0208
1ブラジル・レアルにつき	0.454
1ブルネイ・ドルにつき	0.665
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.324
1ポーランド・ズロチにつき	0.300
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.278
1南アフリカ・ラントにつき	0.112
1ミャンマー・チャットにつき	0.156
1メキシコ・ペソにつき	0.0746
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0295
1モロッコ・ディルハムにつき	0.118
1ルーマニア・レイにつき	0.315
100ルワンダ・フランにつき	0.176
1ロシア・ルーブルにつき	0.0298

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成21年4月1日から平成21年4月30日までの間における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2009年5月)

2009年5月1日から5月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
98円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.791
1中国元につき	0.146
1スウェーデン・クローネにつき	0.117
1スイス・フランにつき	0.867
1スターリング・ポンドにつき	1.42
1ユーロにつき	1.31
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.274
1イラク・ディナールにつき	—
1イラン・リアルにつき	0.000102
1インド・ルピーにつき	0.0195
100インドネシア・ルピアにつき	0.00843
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.847
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.466
1オーストラリア・ドルにつき	0.667
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0690
1クウェート・ディナールにつき	3.42
1ケニア・シリングにつき	0.0125
100コロンビア・ペソにつき	0.0404
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1シンガポール・ドルにつき	0.654
100新台湾ドルにつき	2.92

100スリランカ・ルピーにつき	0.874
1スロヴァキア・コルナにつき	0.0433
1セイシェル・ルピーにつき	0.0603
100タイ・バーツにつき	2.80
100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.10
1チェッコ・コルナにつき	0.0481
100チリ・ペソにつき	0.169
1デンマーク・クローネにつき	0.175
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.160
1トルコ・リラにつき	0.585
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00676
1ニュージーランド・ドルにつき	0.533
1ノルウェー・クローネにつき	0.148
1パキスタン・ルピーにつき	0.0124
1パプアニューギニア・キナにつき	0.344
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.430
100バングラデシュ・タカにつき	1.45
1フィジー・ドルにつき	0.546
1フィリピン・ペソにつき	0.0207
1ブラジル・レアルにつき	0.432
1ブルネイ・ドルにつき	0.653
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.315
1ポーランド・ズロチにつき	0.283
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.272
1南アフリカ・ラントにつき	0.101
1ミャンマー・チャットにつき	0.156
1メキシコ・ペソにつき	0.0683
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0294
1モロッコ・ディルハムにつき	0.118
1ルーマニア・レイにつき	0.305
100ルワンダ・フランにつき	0.176
1ロシア・ルーブルにつき	0.0289

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成21年3月1日から平成21年3月31日までの間における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2009年3月)

2009年3月1日から3月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
90円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.817
1中国元につき	0.146
1スウェーデン・クローネにつき	0.124
1スイス・フランにつき	0.889
1スターリング・ポンドにつき	1.45
1ユーロにつき	1.32
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.289
1イラク・ディナールにつき	—
1イラン・リアルにつき	0.000101
1インド・ルピーにつき	0.0205
100インドネシア・ルピアにつき	0.00893
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.858
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.466
1オーストラリア・ドルにつき	0.677
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0738
1クウェート・ディナールにつき	3.53
1ケニア・シリングにつき	0.0126
100コロンビア・ペソにつき	0.0442
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1シンガポール・ドルにつき	0.672
100新台湾ドルにつき	2.99

100スリランカ・ルピーにつき	0.879
1スロヴァキア・コルナにつき	0.0439
1セイシェル・ルピーにつき	0.0598
100タイ・バーツにつき	2.87
100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.11
1チェッコ・コルナにつき	0.0489
100チリ・ペソにつき	0.161
1デンマーク・クローネにつき	0.178
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.160
1トルコ・リラにつき	0.624
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00677
1ニュージーランド・ドルにつき	0.552
1ノルウェー・クローネにつき	0.144
1パキスタン・ルピーにつき	0.0126
1パプアニューギニア・キナにつき	0.378
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.472
100バングラデシュ・タカにつき	1.45
1フィジー・ドルにつき	0.555
1フィリピン・ペソにつき	0.0212
1ブラジル・レアルにつき	0.433
1ブルネイ・ドルにつき	0.672
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.317
1ポーランド・ズロチにつき	0.314
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.281
1南アフリカ・ラントにつき	0.101
1ミャンマー・チャットにつき	0.156
1メキシコ・ペソにつき	0.0721
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0309
1モロッコ・ディルハムにつき	0.119
1ルーマニア・レイにつき	0.314
100ルワンダ・フランにつき	0.178
1ロシア・ルーブルにつき	0.0312

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成21年1月1日から平成21年1月31日までの間における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2009年2月)

2009年2月1日から2月28日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
91円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.811
1中国元につき	0.146
1スウェーデン・クローネにつき	0.125
1スイス・フランにつき	0.880
1スターリング・ポンドにつき	1.49
1ユーロにつき	1.35
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.292
1イラク・ディナールにつき	—
1イラン・リアルにつき	0.000100
1インド・ルピーにつき	0.0206
100インドネシア・ルピアにつき	0.00883
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.857
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.466
1オーストラリア・ドルにつき	0.673
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0732
1クウェート・ディナールにつき	3.63
1ケニア・シリングにつき	0.0128
100コロンビア・ペソにつき	0.0443
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1シンガポール・ドルにつき	0.678
100新台湾ドルにつき	3.02

100スリランカ・ルピーにつき	0.896
1スロヴァキア・コルナにつき	0.0447
1セイシェル・ルピーにつき	0.0600
100タイ・バーツにつき	2.85
100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.13
1チェッコ・コルナにつき	0.0517
100チリ・ペソにつき	0.154
1デンマーク・クローネにつき	0.181
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.160
1トルコ・リラにつき	0.647
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00748
1ニュージーランド・ドルにつき	0.560
1ノルウェー・クローネにつき	0.143
1パキスタン・ルピーにつき	0.0126
1パプアニューギニア・キナにつき	0.384
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.510
100バングラデシュ・タカにつき	1.45
1フィジー・ドルにつき	0.554
1フィリピン・ペソにつき	0.0209
1ブラジル・レアルにつき	0.418
1ブルネイ・ドルにつき	0.677
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.321
1ポーランド・ズロチにつき	0.337
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.282
1南アフリカ・ランドにつき	0.101
1ミャンマー・チャットにつき	0.156
1メキシコ・ペソにつき	0.0745
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0310
1モロッコ・ディルハムにつき	0.120
1ルーマニア・レイにつき	0.344
100ルワンダ・フランにつき	0.180
1ロシア・ルーブルにつき	0.0355

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成20年12月1日から平成20年12月31日までの間における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2009年1月)

2009年1月1日から1月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
97円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.819
1中国元につき	0.146
1スウェーデン・クローネにつき	0.125
1スイス・フランにつき	0.839
1スターリング・ポンドにつき	1.53
1ユーロにつき	1.27
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.301
1イラク・ディナールにつき	—
1イラン・リアルにつき	0.0000988
1インド・ルピーにつき	0.0204
100インドネシア・ルピアにつき	0.00849
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.846
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.466
1オーストラリア・ドルにつき	0.656
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0710
1クウェート・ディナールにつき	3.68
1ケニア・シリングにつき	0.0128
100コロンビア・ペソにつき	0.0430
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1シンガポール・ドルにつき	0.663
100新台湾ドルにつき	3.02

100スリランカ・ルピーにつき	0.909
1スロヴァキア・コルナにつき	0.0418
1セイシェル・ルピーにつき	0.0695
100タイ・バーツにつき	2.85
100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.07
1チェッコ・コルナにつき	0.0505
100チリ・ペソにつき	0.154
1デンマーク・クローネにつき	0.171
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.160
1トルコ・リラにつき	0.625
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00848
1ニュージーランド・ドルにつき	0.563
1ノルウェー・クローネにつき	0.144
1パキスタン・ルピーにつき	0.0125
1パプアニューギニア・キナにつき	0.392
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.479
100バングラデシュ・タカにつき	1.46
1フィジー・ドルにつき	0.551
1フィリピン・ペソにつき	0.0203
1ブラジル・レアルにつき	0.441
1ブルネイ・ドルにつき	0.664
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.323
1ポーランド・ズロチにつき	0.341
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.279
1南アフリカ・ラントにつき	0.0984
1ミャンマー・チャットにつき	0.156
1メキシコ・ペソにつき	0.0761
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0309
1モロッコ・ディルハムにつき	0.115
1ルーマニア・レイにつき	0.336
100ルワンダ・フランにつき	0.181
1ロシア・ルーブルにつき	0.0366

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成20年11月1日から平成20年11月30日までの間における実勢相場の平均値）

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2008年12月)

2008年12月1日から12月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
101円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.848
1中国元につき	0.146
1スウェーデン・クローネにつき	0.135
1スイス・フランにつき	0.875
1スターリング・ポンドにつき	1.69
1ユーロにつき	1.33
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.309
1イラク・ディナールにつき	—
1イラン・リアルにつき	0.000101
1インド・ルピーにつき	0.0205
100インドネシア・ルピアにつき	0.00991
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.874
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.466
1オーストラリア・ドルにつき	0.687
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0754
1クウェート・ディナールにつき	3.74
1ケニア・シリングにつき	0.0130
100コロンビア・ペソにつき	0.0435
1サウジアラビア・リアルにつき	0.266
1ジョルダン・ディナールにつき	1.41
1シンガポール・ドルにつき	0.677

100新台湾ドルにつき	3.06
100スリランカ・ルピーにつき	0.924
1スロヴァキア・コルナにつき	0.0435
1セイシェル・ルピーにつき	0.115
100タイ・バーツにつき	2.90
100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.11
1チェッコ・コルナにつき	0.0535
100チリ・ペソにつき	0.160
1デンマーク・クローネにつき	0.178
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.160
1トルコ・リラにつき	0.675
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00849
1ニュージーランド・ドルにつき	0.607
1ノルウェー・クローネにつき	0.154
1パキスタン・ルピーにつき	0.0124
1パプアニューギニア・キナにつき	0.392
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.508
100バングラデシュ・タカにつき	1.46
1フィジー・ドルにつき	0.569
1フィリピン・ペソにつき	0.0208
1ブラジル・レアルにつき	0.459
1ブルネイ・ドルにつき	0.677
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.327
1ポーランド・ズロチにつき	0.370
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リンギットにつき	0.284
1南アフリカ・ラントにつき	0.102
1ミャンマー・チャットにつき	0.156
1メキシコ・ペソにつき	0.0790
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0326
1モロッコ・ディルハムにつき	0.119
1ルーマニア・レイにつき	0.355
100ルワンダ・フランにつき	0.181
1ロシア・ルーブルにつき	0.0378

(注) ベネズエラ・ボリーバルについては、平成20年1月1日よりデノミが実施された。

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2008年11月)

2008年11月1日から11月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
107円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.945
1中国元につき	0.146
1スウェーデン・クローネにつき	0.150
1スイス・フランにつき	0.902
1スターリング・ポンドにつき	1.80
1ユーロにつき	1.44
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.324
1イラク・ディナールにつき	—
1イラン・リアルにつき	0.000103
1インド・ルピーにつき	0.0220
100インドネシア・ルピアにつき	0.0107
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.954
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.466
1オーストラリア・ドルにつき	0.819
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0884
1クウェート・ディナールにつき	3.74
1ケニア・シリングにつき	0.0140
100コロンビア・ペソにつき	0.0481
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1シンガポール・ドルにつき	0.699

100新台湾ドルにつき	3.13
100スリランカ・ルピーにつき	0.927
1スロヴァキア・コルナにつき	0.0474
1セイシェル・ルピーにつき	0.123
100タイ・バーツにつき	2.92
100タヒチ・バシフィックフランにつき	1.20
1チェッコ・コルナにつき	0.0588
100チリ・ペソにつき	0.187
1デンマーク・クローネにつき	0.193
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.161
1トルコ・リラにつき	0.804
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00850
1ニュージーランド・ドルにつき	0.675
1ノルウェー・クローネにつき	0.176
1パキスタン・ルピーにつき	0.0129
1パプアニューギニア・キナにつき	0.394
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.596
100バングラデシュ・タカにつき	1.46
1フィジー・ドルにつき	0.613
1フィリピン・ペソにつき	0.0214
1ブラジル・レアルにつき	0.555
1ブルネイ・ドルにつき	0.699
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.337
1ポーランド・ズロチにつき	0.426
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.291
1南アフリカ・兰特につき	0.124
1ミャンマー・チャットにつき	0.156
1メキシコ・ペソにつき	0.0939
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0348
1モロッコ・ディルハムにつき	0.127
1ルーマニア・レイにつき	0.396
100ルワンダ・フランにつき	0.182
1ロシア・ルーブルにつき	0.0395

(注) ベネズエラ・ボリーバルについては、平成20年1月1日よりデノミが実施された。

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率
(2008年10月)

2008年10月1日から10月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
109円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.949
1中国元につき	0.146
1スウェーデン・クローネにつき	0.159
1スイス・フランにつき	0.922
1スターリング・ポンドにつき	1.89
1ユーロにつき	1.50
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.330
1イラク・ディナールにつき	
1イラン・リアルにつき	0.000105
1インド・ルピーにつき	0.0232
100インドネシア・ルピアにつき	0.0109
100ヴァヌアツ・バツにつき	1.00
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき(注)	0.466
1オーストラリア・ドルにつき	0.881
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0956
1クウェート・ディナールにつき	3.74
1ケニア・シリングにつき	0.0148
100コロンビア・ペソにつき	0.0541
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1ジョルダン・ディナールにつき	1.41
1シンガポール・ドルにつき	0.712

100新台湾ドルにつき	3.20
100スリランカ・ルピーにつき	0.928
1スロヴァキア・コルナにつき	0.0493
1セシエル・ルピーにつき	0.125
100タイ・バツにつき	2.95
100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.25
1チェッコ・コルナにつき	0.0615
100チリ・ペソにつき	0.193
1デンマーク・クローネにつき	0.200
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.161
1トルコ・リラにつき	0.847
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00849
1ニューージーランド・ドルにつき	0.709
1ノルウェー・クローネにつき	0.187
1パキスタン・ルピーにつき	0.0134
1パプアニューギニア・キナにつき	0.392
1パーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.634
100バングラデシュ・タカにつき	1.46
1フィジー・ドルにつき	0.636
1フィリピン・ペソにつき	0.0222
1ブラジル・レアルにつき	0.620
1ブルネイ・ドルにつき	0.712
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.345
1ポーランド・ズロチにつき	0.454
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.300
1南アフリカ・ランドにつき	0.130
1ミャンマー・チャットにつき	0.156
1メキシコ・ペソにつき	0.0989
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0360
1モロッコ・ディルハムにつき	0.131
1ルーマニア・レイにつき	0.424
100ルワンダ・フランにつき	0.183
1ロシア・ルーブルにつき	0.0413

(注) ベネズエラ・ボリーバルについては、平成20年1月1日よりデノミが実施された。

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率
(2008年9月)

2008年9月1日から9月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
107円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.987
1中国元につき	0.146
1スウェーデン・クローネにつき	0.167
1スイス・フランにつき	0.973
1スターリング・ポンドにつき	1.99
1ユーロにつき	1.58
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.331
1イラク・ディナールにつき	
1イラン・リアルにつき	0.000109
1インド・ルピーにつき	0.0234
100インドネシア・ルピアにつき	0.0109
100ヴァヌアツ・バツにつき	1.04
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき(注)	0.466
1オーストラリア・ドルにつき	0.962
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0983
1クウェート・ディナールにつき	3.77
1ケニア・シリングにつき	0.0150
100コロンビア・ペソにつき	0.0563
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1ジョルダン・ディナールにつき	1.41
1シンガポール・ドルにつき	0.736

100新台湾ドルにつき	3.29
100スリランカ・ルピーにつき	0.929
1スロヴァキア・コルナにつき	0.0520
1セシエル・ルピーにつき	0.126
100タイ・バツにつき	2.99
100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.32
1チェッコ・コルナにつき	0.0670
100チリ・ペソにつき	0.200
1デンマーク・クローネにつき	0.211
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.161
1トルコ・リラにつき	0.826
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00849
1ニューージーランド・ドルにつき	0.755
1ノルウェー・クローネにつき	0.196
1パキスタン・ルピーにつき	0.0141
1パプアニューギニア・キナにつき	0.386
1パーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.680
100バングラデシュ・タカにつき	1.46
1フィジー・ドルにつき	0.668
1フィリピン・ペソにつき	0.0223
1ブラジル・レアルにつき	0.628
1ブルネイ・ドルにつき	0.736
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.351
1ポーランド・ズロチにつき	0.484
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.308
1南アフリカ・ランドにつき	0.131
1ミャンマー・チャットにつき	0.156
1メキシコ・ペソにつき	0.0980
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0376
1モロッコ・ディルハムにつき	0.137
1ルーマニア・レイにつき	0.441
100ルワンダ・フランにつき	0.184
1ロシア・ルーブルにつき	0.0428

(注) ベネズエラ・ボリーバルについては、平成20年1月1日よりデノミが実施された。

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率
(2008年8月)

2008年8月1日から8月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
107円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.983
1中国元につき	0.145
1スウェーデン・クローネにつき	0.166
1スイス・フランにつき	0.965
1スターリング・ポンドにつき	1.97
1ユーロにつき	1.56
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.328
1イラク・ディナールにつき	
1イラン・リアルにつき	0.000108
1インド・ルピーにつき	0.0233
100インドネシア・ルピアにつき	0.0108
100ヴァヌアツ・バツにつき	1.04
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき(注)	0.466
1オーストラリア・ドルにつき	0.952
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0969
1クウェート・ディナールにつき	3.77
1ケニア・シリングにつき	0.0157
100コロンビア・ペソにつき	0.0577
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1ジョルダン・ディナールにつき	1.41
1シンガポール・ドルにつき	0.731

100新台湾ドルにつき	3.29
100スリランカ・ルピーにつき	0.927
1スロヴァキア・コルナにつき	0.0513
1セシエル・ルピーにつき	0.125
100タイ・バツにつき	3.01
100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.30
1チェッコ・コルナにつき	0.0641
100チリ・ペソにつき	0.202
1デンマーク・クローネにつき	0.209
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.162
1トルコ・リラにつき	0.809
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00849
1ニューージーランド・ドルにつき	0.762
1ノルウェー・クローネにつき	0.195
1パキスタン・ルピーにつき	0.0148
1パプアニューギニア・キナにつき	0.375
1パーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.642
100バングラデシュ・タカにつき	1.46
1フィジー・ドルにつき	0.666
1フィリピン・ペソにつき	0.0226
1ブラジル・レアルにつき	0.618
1ブルネイ・ドルにつき	0.731
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.346
1ポーランド・ズロチにつき	0.461
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.307
1南アフリカ・ラントにつき	0.126
1ミャンマー・チャットにつき	0.156
1メキシコ・ペソにつき	0.0968
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0366
1モロッコ・ディルハムにつき	0.136
1ルーマニア・レイにつき	0.426
100ルワンダ・フランにつき	0.184
1ロシア・ルーブルにつき	0.0423

(注) ベネズエラ・ボリーバルについては、平成20年1月1日よりデノミが実施された。

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率
(2008年7月)

2008年7月1日から7月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
104円につき	1
1カナダ・ドルにつき	1.00
1中国元につき	0.143
1スウェーデン・クローネにつき	0.167
1スイス・フランにつき	0.962
1スターリング・ポンドにつき	1.96
1ユーロにつき	1.56
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.317
1イラク・ディナールにつき	
1イラン・リアルにつき	0.000108
1インド・ルピーにつき	0.0238
100インドネシア・ルピアにつき	0.0108
100ヴァヌアツ・バツにつき	1.01
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき(注)	0.466
1オーストラリア・ドルにつき	0.949
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.0967
1クウェート・ディナールにつき	3.76
1ケニア・シリングにつき	0.0161
100コロンビア・ペソにつき	0.0564
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1ジョルダン・ディナールにつき	1.41
1シンガポール・ドルにつき	0.732

100新台湾ドルにつき	3.27
100スリランカ・ルピーにつき	0.928
1スロヴァキア・コルナにつき	0.0490
1セイシェル・ルピーにつき	0.127
100タイ・バツにつき	3.12
100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.30
1チェッコ・コルナにつき	0.0617
100チリ・ペソにつき	0.213
1デンマーク・クローネにつき	0.208
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.160
1トルコ・リラにつき	0.800
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00847
1ニューージーランド・ドルにつき	0.777
1ノルウェー・クローネにつき	0.198
1パキスタン・ルピーにつき	0.0148
1パプアニューギニア・キナにつき	0.353
1パーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.625
100バングラデシュ・タカにつき	1.46
1フィジー・ドルにつき	0.668
1フィリピン・ペソにつき	0.0233
1ブラジル・レアルにつき	0.603
1ブルネイ・ドルにつき	0.732
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.358
1ポーランド・ズロチにつき	0.457
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.311
1南アフリカ・ランドにつき	0.132
1ミャンマー・チャットにつき	0.177
1メキシコ・ペソにつき	0.0962
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0357
1モロッコ・ディルハムにつき	0.136
1ルーマニア・レイにつき	0.426
100ルワンダ・フランにつき	0.182
1ロシア・ルーブルにつき	0.0422

(注) ベネズエラ・ボリーバルについては、平成20年1月1日よりデノミが実施された。

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率
(2008年6月)

2008年6月1日から6月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
102円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.990
1中国元につき	0.143
1スウェーデン・クローネにつき	0.168
1スイス・フランにつき	0.990
1スターリング・ポンドにつき	1.98
1ユーロにつき	1.58
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.316
1イラク・ディナールにつき	
1イラン・リアルにつき	0.000110
1インド・ルピーにつき	0.0250
100インドネシア・ルピアにつき	0.0109
100ヴァヌアツ・バツにつき	1.01
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき(注)	0.466
1オーストラリア・ドルにつき	0.932
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.101
1クウェート・ディナールにつき	3.76
1ケニア・シリングにつき	0.0161
100コロンビア・ペソにつき	0.0558
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1ジョルダン・ディナールにつき	1.41
1シンガポール・ドルにつき	0.733

100新台湾ドルにつき	3.29
100スリランカ・ルピーにつき	0.928
1スロヴァキア・コルナにつき	0.0485
1セイシェル・ルピーにつき	0.128
100タイ・バツにつき	3.17
100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.32
1チェッコ・コルナにつき	0.0625
100チリ・ペソにつき	0.224
1デンマーク・クローネにつき	0.211
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.158
1トルコ・リラにつき	0.769
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00855
1ニューージーランド・ドルにつき	0.789
1ノルウェー・クローネにつき	0.198
1パキスタン・ルピーにつき	0.0157
1パプアニューギニア・キナにつき	0.353
1パーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.621
100バングラデシュ・タカにつき	1.46
1フィジー・ドルにつき	0.669
1フィリピン・ペソにつき	0.0239
1ブラジル・レアルにつき	0.593
1ブルネイ・ドルにつき	0.733
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.365
1ポーランド・ズロチにつき	0.459
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.316
1南アフリカ・ラントにつき	0.129
1ミャンマー・チャットにつき	0.177
1メキシコ・ペソにつき	0.0952
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0357
1モロッコ・ディルハムにつき	0.137
1ルーマニア・レイにつき	0.431
100ルワンダ・フランにつき	0.182
1ロシア・ルーブルにつき	0.0426

(注) ベネズエラ・ボリーバルについては、平成20年1月1日よりデノミが実施された。

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率
(2008年5月)

2008年5月1日から5月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
101円につき	1
1カナダ・ドルにつき	1.00
1中国元につき	0.141
1スウェーデン・クローネにつき	0.165
1スイス・フランにつき	0.990
1スターリング・ポンドにつき	2.00
1ユーロにつき	1.55
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.317
1イラク・ディナールにつき	
1イラン・リアルにつき	0.000109
1インド・ルピーにつき	0.0249
100インドネシア・ルピアにつき	0.0109
100ヴァヌアツ・バツにつき	1.01
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき(注)	0.466
1オーストラリア・ドルにつき	0.922
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.102
1クウェート・ディナールにつき	3.72
1ケニア・シリングにつき	0.0153
100コロンビア・ペソにつき	0.0543
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1ジョルダン・ディナールにつき	1.41
1シンガポール・ドルにつき	0.722

100新台湾ドルにつき	3.27
100スリランカ・ルピーにつき	0.929
1スロヴァキア・コルナにつき	0.0474
1セシエル・ルピーにつき	0.133
100タイ・バツにつき	3.19
100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.30
1チェッコ・コルナにつき	0.0613
100チリ・ペソにつき	0.226
1デンマーク・クローネにつき	0.208
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.159
1トルコ・リラにつき	0.806
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00855
1ニュージーランド・ドルにつき	0.800
1ノルウェー・クローネにつき	0.195
1パキスタン・ルピーにつき	0.0159
1パプアニューギニア・キナにつき	0.353
1パーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.592
100バングラデシュ・タカにつき	1.46
1フィジー・ドルにつき	0.669
1フィリピン・ペソにつき	0.0243
1ブラジル・レアルにつき	0.586
1ブルネイ・ドルにつき	0.722
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.356
1ポーランド・ズロチにつき	0.439
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.314
1南アフリカ・ランドにつき	0.125
1ミャンマー・チャットにつき	0.183
1メキシコ・ペソにつき	0.0935
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0351
1モロッコ・ディルハムにつき	0.135
1ルーマニア・レイにつき	0.413
100ルワンダ・フランにつき	0.182
1ロシア・ルーブルにつき	0.0420

(注) ベネズエラ・ボリーバルについては、平成20年1月1日よりデノミが実施された。

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率
(2008年4月)

2008年4月1日から4月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
107円につき	1
1カナダ・ドルにつき	1.00
1中国元につき	0.140
1スウェーデン・クローネにつき	0.157
1スイス・フランにつき	0.917
1スターリング・ポンドにつき	1.96
1ユーロにつき	1.47
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.317
1イラク・ディナールにつき	
1イラン・リアルにつき	0.000107
1インド・ルピーにつき	0.0252
100インドネシア・ルピアにつき	0.0109
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.971
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき(注)	0.466
1オーストラリア・ドルにつき	0.914
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.106
1クウェート・ディナールにつき	3.66
1ケニア・シリングにつき	0.0142
100コロンビア・ペソにつき	0.0527
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1ジョルダン・ディナールにつき	1.41
1シンガポール・ドルにつき	0.709

100新台湾ドルにつき	3.16
100スリランカ・ルピーにつき	0.928
1スロヴァキア・コルナにつき	0.0444
1セイシェル・ルピーにつき	0.125
100タイ・バツにつき	3.22
100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.24
1チェッコ・コルナにつき	0.0578
100チリ・ペソにつき	0.214
1デンマーク・クローネにつき	0.198
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.158
1トルコ・リラにつき	0.833
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00847
1ニューージーランド・ドルにつき	0.797
1ノルウェー・クローネにつき	0.186
1パキスタン・ルピーにつき	0.0160
1パプアニューギニア・キナにつき	0.353
1パーレーン・ディナールにつき	2.66
100ハンガリー・フォリントにつき	0.559
100バングラデシュ・タカにつき	1.46
1フィジー・ドルにつき	0.659
1フィリピン・ペソにつき	0.0247
1ブラジル・レアルにつき	0.579
1ブルネイ・ドルにつき	0.709
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.344
1ポーランド・ズロチにつき	0.413
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.310
1南アフリカ・ランドにつき	0.131
1ミャンマー・チャットにつき	0.183
1メキシコ・ペソにつき	0.0926
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0333
1モロッコ・ディルハムにつき	0.130
1ルーマニア・レイにつき	0.402
100ルワンダ・フランにつき	0.182
1ロシア・ルーブルにつき	0.0408

(注) ベネズエラ・ボリーバルについては、平成20年1月1日よりデノミが実施された。

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率
(2008年3月)

2008年3月1日から3月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
108円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.990
1中国元につき	0.138
1スウェーデン・クローネにつき	0.156
1スイス・フランにつき	0.909
1スターリング・ポンドにつき	1.97
1ユーロにつき	1.47
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.318
1イラク・ディナールにつき	
1イラン・リアルにつき	0.000108
1インド・ルピーにつき	0.0255
100インドネシア・ルピアにつき	0.0107
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.971
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき(注)	0.466
1オーストラリア・ドルにつき	0.884
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.106
1クウェート・ディナールにつき	3.66
1ケニア・シリングにつき	0.0149
100コロンビア・ペソにつき	0.0506
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1ジョルダン・ディナールにつき	1.41
1シンガポール・ドルにつき	0.699

100新台湾ドルにつき	3.09
100スリランカ・ルピーにつき	0.925
1スロヴァキア・コルナにつき	0.0441
1セシエル・ルピーにつき	0.125
100タイ・バツにつき	3.30
100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.23
1チェッコ・コルナにつき	0.0565
100チリ・ペソにつき	0.209
1デンマーク・クローネにつき	0.198
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.159
1トルコ・リラにつき	0.855
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00847
1ニューージーランド・ドルにつき	0.774
1ノルウェー・クローネにつき	0.185
1パキスタン・ルピーにつき	0.0160
1パプアニューギニア・キナにつき	0.353
1パーレーン・ディナールにつき	2.66
100ハンガリー・フォリントにつき	0.578
100バングラデシュ・タカにつき	1.46
1フィジー・ドルにつき	0.646
1フィリピン・ペソにつき	0.0246
1ブラジル・レアルにつき	0.565
1ブルネイ・ドルにつき	0.699
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.340
1ポーランド・ズロチにつき	0.408
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.306
1南アフリカ・ラントにつき	0.143
1ミャンマー・チャットにつき	0.187
1メキシコ・ペソにつき	0.0917
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0333
1モロッコ・ディルハムにつき	0.130
1ルーマニア・レイにつき	0.400
100ルワンダ・フランにつき	0.182
1ロシア・ルーブルにつき	0.0408

(注) ベネズエラ・ボリーバルについては、平成20年1月1日よりデノミが実施された。

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率
(2008年2月)

2008年2月1日から2月29日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
112円につき	1
1カナダ・ドルにつき	1.000
1中国元につき	0.136
1スウェーデン・クローネにつき	0.155
1スイス・フランにつき	0.877
1スターリング・ポンドにつき	2.02
1ユーロにつき	1.46
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.319
1イラク・ディナールにつき	
1イラン・リアルにつき	0.000107
1インド・ルピーにつき	0.0254
100インドネシア・ルピアにつき	0.0107
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.971
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000466
1オーストラリア・ドルにつき	0.872
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.107
1クウェート・ディナールにつき	3.65
1ケニア・シリングにつき	0.0157
100コロンビア・ペソにつき	0.0497
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1ジョルダン・ディナールにつき	1.41

1シンガポール・ドルにつき	0.690
100新台湾ドルにつき	3.09
100スリランカ・ルピーにつき	0.918
1スロヴァキア・コルナにつき	0.0435
1セイシェル・ルピーにつき	0.126
100タイ・バーツにつき	3.32
100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.22
1チェッコ・コルナにつき	0.0552
100チリ・ペソにつき	0.201
1デンマーク・クローネにつき	0.195
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.159
1トルコ・リラにつき	0.847
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00847
1ニュージーランド・ドルにつき	0.769
1ノルウェー・クローネにつき	0.182
1パキスタン・ルピーにつき	0.0164
1パプアニューギニア・キナにつき	0.340
1パーレーン・ディナールにつき	2.66
100ハンガリー・フォリントにつき	0.575
100バングラデシュ・タカにつき	1.46
1フィジー・ドルにつき	0.641
1フィリピン・ペソにつき	0.0241
1ブラジル・レアルにつき	0.561
1ブルネイ・ドルにつき	0.690
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.336
1ポーランド・ズロチにつき	0.407
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングgitにつき	0.300
1南アフリカ・ラントにつき	0.146
1ミャンマー・チャットにつき	0.183
1メキシコ・ペソにつき	0.0917
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0325
1モロッコ・ディルハムにつき	0.128
1ルーマニア・レイにつき	(注) 0.413
100ルワンダ・フランにつき	0.182
1ロシア・ルーブルにつき	0.0407

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率
(2008年1月)

2008年1月1日から1月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	1.030
1中国元につき	0.135
1スウェーデン・クローネにつき	0.158
1スイス・フランにつき	0.893
1スターリング・ポンドにつき	2.07
1ユーロにつき	1.47
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.273
1アルゼンティン・ペソにつき	0.319
1イラク・ディナールにつき	
1イラン・リアルにつき	0.000107
1インド・ルピーにつき	0.0254
100インドネシア・ルピアにつき	0.0108
100ヴァヌアツ・バツにつき	1.00
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000466
1オーストラリア・ドルにつき	0.897
1オマン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.109
1クウェート・ディナールにつき	3.63
1ケニア・シリングにつき	0.0152
100コロンビア・ペソにつき	0.0488
1サウジアラビア・リアルにつき	0.268
1ジョルダン・ディナールにつき	1.41

1シンガポール・ドルにつき	0.691
100新台湾ドルにつき	3.09
100スリランカ・ルピーにつき	0.906
1スロヴァキア・コルナにつき	0.0441
1セイシェル・ルピーにつき	0.152
100タイ・バーツにつき	3.19
100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.23
1チェッコ・コルナにつき	0.0546
100チリ・ペソにつき	0.197
1デンマーク・クローネにつき	0.197
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.159
1トルコ・リラにつき	0.840
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00833
1ニュージーランド・ドルにつき	0.763
1ノルウェー・クローネにつき	0.185
1パキスタン・ルピーにつき	0.0164
1パプアニューギニア・キナにつき	0.340
1パーレーン・ディナールにつき	2.66
100ハンガリー・フォリントにつき	0.575
100バングラデシュ・タカにつき	1.46
1フィジー・ドルにつき	0.649
1フィリピン・ペソにつき	0.0233
1ブラジル・レアルにつき	0.566
1ブルネイ・ドルにつき	0.691
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.333
1ポーランド・ズロチにつき	0.402
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.298
1南アフリカ・ラントにつき	0.149
1ミャンマー・チャットにつき	0.180
1メキシコ・ペソにつき	0.0917
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0326
1モロッコ・ディルハムにつき	0.129
1ルーマニア・レイにつき	(注) 0.424
100ルワンダ・フランにつき	0.182
1ロシア・ルーブルにつき	0.0408

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率
(2007年12月)

2007年12月1日から12月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
116円につき	1
1カナダ・ドルにつき	1.030
1中国元につき	0.133
1スウェーデン・クローネにつき	0.155
1スイス・フランにつき	0.855
1スターリング・ポンドにつき	2.04
1ユーロにつき	1.42
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.317
1イラク・ディナールにつき	
1イラン・リアルにつき	0.000107
1インド・ルピーにつき	0.0254
100インドネシア・ルピアにつき	0.0110
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.990
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000466
1オーストラリア・ドルにつき	0.900
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.109
1クウェート・ディナールにつき	3.59
1ケニア・シリングにつき	0.0150
100コロンビア・ペソにつき	0.0500
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1ジョルダン・ディナールにつき	1.41

1シンガポール・ドルにつき	0.683
100新台湾ドルにつき	3.07
100スリランカ・ルピーにつき	0.886
1スロヴァキア・コルナにつき	0.0424
1セイシェル・ルピーにつき	0.157
100タイ・バーツにつき	3.17
100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.19
1チェッコ・コルナにつき	0.0521
100チリ・ペソにつき	0.200
1デンマーク・クローネにつき	0.191
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.158
1トルコ・リラにつき	0.833
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00806
1ニュージーランド・ドルにつき	0.759
1ノルウェー・クローネにつき	0.185
1パキスタン・ルピーにつき	0.0165
1パプアニューギニア・キナにつき	0.336
1パーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.568
100バングラデシュ・タカにつき	1.46
1フィジー・ドルにつき	0.643
1フィリピン・ペソにつき	0.0227
1ブラジル・レアルにつき	0.556
1ブルネイ・ドルにつき	0.683
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.331
1ポーランド・ズロチにつき	0.385
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングgitにつき	0.297
1南アフリカ・ラントにつき	0.148
1ミャンマー・チャットにつき	0.180
1メキシコ・ペソにつき	0.0926
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0321
1モロッコ・ディルハムにつき	0.126
1ルーマニア・レイにつき	(注) 0.424
100ルワンダ・フランにつき	0.182
1ロシア・ルーブルにつき	0.0402

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率
(2007年11月)

2007年11月1日から11月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
115円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.971
1中国元につき	0.133
1スウェーデン・クローネにつき	0.150
1スイス・フランにつき	0.840
1スターリング・ポンドにつき	2.02
1ユーロにつき	1.39
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.318
1イラク・ディナールにつき	
1イラン・リアルにつき	0.000107
1インド・ルピーにつき	0.0249
100インドネシア・ルピアにつき	0.0107
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.990
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000466
1オーストラリア・ドルにつき	0.849
1オマン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.108
1クウェート・ディナールにつき	3.56
1ケニア・シリングにつき	0.0149
100コロンビア・ペソにつき	0.0475
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1ジョルダン・ディナールにつき	1.41

1シンガポール・ドルにつき	0.662
100新台湾ドルにつき	3.03
100スリランカ・ルピーにつき	0.882
1スロヴァキア・コルナにつき	0.0410
1セイシェル・ルピーにつき	0.162
100タイ・バーツにつき	3.13
100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.16
1チェッコ・コルナにつき	0.0503
100チリ・ペソにつき	0.194
1デンマーク・クローネにつき	0.187
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.158
1トルコ・リラにつき	0.787
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00794
1ニュージーランド・ドルにつき	0.719
1ノルウェー・クローネにつき	0.177
1パキスタン・ルピーにつき	0.0165
1パプアニューギニア・キナにつき	0.332
1パーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.546
100バングラデシュ・タカにつき	1.46
1フィジー・ドルにつき	0.621
1フィリピン・ペソにつき	0.0218
1ブラジル・レアルにつき	0.527
1ブルネイ・ドルにつき	0.662
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.319
1ポーランド・ズロチにつき	0.368
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングgitにつき	0.288
1南アフリカ・ラントにつき	0.141
1ミャンマー・チャットにつき	0.178
1メキシコ・ペソにつき	0.0909
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0307
1モロッコ・ディルハムにつき	0.124
1ルーマニア・レイにつき	(注) 0.415
100ルワンダ・フランにつき	0.182
1ロシア・ルーブルにつき	0.0394

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率
(2007年10月)

2007年10月1日から10月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)		
117円につき	1	1シンガポール・ドルにつき	0.657
1カナダ・ドルにつき	0.943	100新台幣ドルにつき	3.03
1中国元につき	0.132	100スリランカ・ルピーにつき	0.891
1スウェーデン・クローネにつき	0.146	1スロヴァキア・コルナにつき	0.0407
1スイス・フランにつき	0.833	1セイシェル・ルピーにつき	0.165
1スターリング・ポンドにつき	2.01	100タイ・バーツにつき	3.16
1ユーロにつき	1.36	100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.14
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272	1チェッコ・コルナにつき	0.0490
1アルゼンティン・ペソにつき	0.317	100チリ・ペソにつき	0.191
1イラク・ディナールにつき		1デンマーク・クローネにつき	0.183
1イラン・リアルにつき	0.000108	1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.158
1インド・ルピーにつき	0.0246	1トルコ・リラにつき	0.758
100インドネシア・ルピアにつき	0.0107	1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00787
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.990	1ニューージーランド・ドルにつき	0.725
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000466	1ノルウェー・クローネにつき	0.171
1オーストラリア・ドルにつき	0.830	1パキスタン・ルピーにつき	0.0165
1オマーン・リアルにつき	2.60	1パプアニューギニア・キナにつき	0.330
1カタール・リアルにつき	0.275	1パーレーン・ディナールにつき	2.65
100韓国ウォンにつき	0.107	100ハンガリー・フォリントにつき	0.535
1クウェート・ディナールにつき	3.55	100バングラデシュ・タカにつき	1.46
1ケニア・シリングにつき	0.0149	1フィジー・ドルにつき	0.618
100コロンビア・ペソにつき	0.0485	1フィリピン・ペソにつき	0.0217
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267	1ブラジル・レアルにつき	0.510
1ジョルダン・ディナールにつき	1.41	1ブルネイ・ドルにつき	0.657
		1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.317
		1ポーランド・ズロチにつき	0.357
		1香港ドルにつき	0.128
		1マレーシア・リングgitにつき	0.287
		1南アフリカ・ラントにつき	0.139
		1ミャンマー・チャットにつき	0.178
		1メキシコ・ペソにつき	0.0909
		1モーリシャス・ルピーにつき	0.0307
		1モロッコ・ディルハムにつき	0.122
		1ルーマニア・レイにつき	(注) 0.424
		100ルワンダ・フランにつき	0.182
		1ロシア・ルーブルにつき	0.0391

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率
(2007年9月)

2007年9月1日から9月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
122円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.952
1中国元につき	0.132
1スウェーデン・クローネにつき	0.149
1スイス・フランにつき	0.826
1スターリング・ポンドにつき	2.03
1ユーロにつき	1.37
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.321
1イラク・ディナールにつき	
1イラン・リアルにつき	0.000108
1インド・ルピーにつき	0.0248
100インドネシア・ルピアにつき	0.0110
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.935
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000466
1オーストラリア・ドルにつき	0.867
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.109
1クウェート・ディナールにつき	3.49
1ケニア・シリングにつき	0.0149
100コロンビア・ペソにつき	0.0513
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1ジョルダン・ディナールにつき	1.41

1シンガポール・ドルにつき	0.660
100新台湾ドルにつき	3.05
100スリランカ・ルピーにつき	0.896
1スロヴァキア・コルナにつき	0.0410
1セイシェル・ルピーにつき	0.167
100タイ・バーツにつき	3.30
100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.15
1チェッコ・コルナにつき	0.0483
100チリ・ペソにつき	0.193
1デンマーク・クローネにつき	0.184
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.158
1トルコ・リラにつき	0.775
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00787
1ニュージーランド・ドルにつき	0.786
1ノルウェー・クローネにつき	0.173
1パキスタン・ルピーにつき	0.0166
1パプアニューギニア・キナにつき	0.330
1パーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.556
100バングラデシュ・タカにつき	1.46
1フィジー・ドルにつき	0.637
1フィリピン・ペソにつき	0.0220
1ブラジル・レアルにつき	0.532
1ブルネイ・ドルにつき	0.660
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.316
1ポーランド・ズロチにつき	0.364
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.291
1南アフリカ・ラントにつき	0.144
1ミャンマー・チャットにつき	0.176
1メキシコ・ペソにつき	0.0926
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0307
1モロッコ・ディルハムにつき	0.122
1ルーマニア・レイにつき	(注) 0.437
100ルワンダ・フランにつき	0.182
1ロシア・ルーブルにつき	0.0391

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率
(2007年8月)

2007年8月1日から8月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)	1シンガポール・ドルにつき	0.651
123円につき	1	100新台湾ドルにつき	3.03
1カナダ・ドルにつき	0.935	100スリランカ・ルピーにつき	0.901
1中国元につき	0.131	1スロヴァキア・コルナにつき	0.0395
1スウェーデン・クローネにつき	0.144	1セイシェル・ルピーにつき	0.165
1スイス・フランにつき	0.813	100タイ・バーツにつき	3.10
1スターリング・ポンドにつき	1.99	100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.12
1ユーロにつき	1.34	1チェッコ・コルナにつき	0.0469
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272	100チリ・ペソにつき	0.190
1アルゼンティン・ペソにつき	0.325	1デンマーク・クローネにつき	0.180
1イラク・ディナールにつき		1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.159
1イラン・リアルにつき	0.000108	1トルコ・リラにつき	0.758
1インド・ルピーにつき	0.0246	1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00781
100インドネシア・ルピアにつき	0.0111	1ニュージーランド・ドルにつき	0.757
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.935	1ノルウェー・クローネにつき	0.166
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000466	1パキスタン・ルピーにつき	0.0165
1オーストラリア・ドルにつき	0.842	1パプアニューギニア・キナにつき	0.330
1オマーン・リアルにつき	2.60	1パーレーン・ディナールにつき	2.65
1カタール・リアルにつき	0.275	100ハンガリー・フォリントにつき	0.535
100韓国ウォンにつき	0.108	100バングラデシュ・タカにつき	1.45
1クウェート・ディナールにつき	3.47	1フィジー・ドルにつき	0.623
1ケニア・シリングにつき	0.0150	1フィリピン・ペソにつき	0.0217
100コロンビア・ペソにつき	0.0520	1ブラジル・レアルにつき	0.518
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267	1ブルネイ・ドルにつき	0.651
1ジョルダン・ディナールにつき	1.41	1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.316
		1ポーランド・ズロチにつき	0.353
		1香港ドルにつき	0.128
		1マレーシア・リングットにつき	0.290
		1南アフリカ・ランドにつき	0.140
		1ミャンマー・チャットにつき	0.176
		1メキシコ・ペソにつき	0.0926
		1モーリシャス・ルピーにつき	0.0307
		1モロッコ・ディルハムにつき	0.120
		1ルーマニア・レイにつき	(注) 0.415
		100ルワンダ・フランにつき	0.182
		1ロシア・ルーブルにつき	0.0386

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率
(2007年7月)

2007年7月1日から7月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
121円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.917
1中国元につき	0.130
1スウェーデン・クローネにつき	0.147
1スイス・フランにつき	0.820
1スターリング・ポンドにつき	1.98
1ユーロにつき	1.35
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.325
1イラク・ディナールにつき	
1イラン・リアルにつき	0.000108
1インド・ルピーにつき	0.0247
100インドネシア・ルピアにつき	0.0113
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.935
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000466
1オーストラリア・ドルにつき	0.825
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.108
1クウェート・ディナールにつき	3.46
1ケニア・シリングにつき	0.0149
100コロンビア・ペソにつき	0.0500
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1ジョルダン・ディナールにつき	1.41

1シンガポール・ドルにつき	0.657
100新台湾ドルにつき	3.01
100スリランカ・ルピーにつき	0.903
1スロヴァキア・コルナにつき	0.0402
1セイシェル・ルピーにつき	0.165
100タイ・バーツにつき	3.05
100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.13
1チェッコ・コルナにつき	0.0478
100チリ・ペソにつき	0.192
1デンマーク・クローネにつき	0.181
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.159
1トルコ・リラにつき	0.746
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00787
1ニュージーランド・ドルにつき	0.733
1ノルウェー・クローネにつき	0.166
1パキスタン・ルピーにつき	0.0165
1パプアニューギニア・キナにつき	0.330
1パーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.543
100バングラデシュ・タカにつき	1.45
1フィジー・ドルにつき	0.618
1フィリピン・ペソにつき	0.0214
1ブラジル・レアルにつき	0.504
1ブルネイ・ドルにつき	0.657
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.316
1ポーランド・ズロチにつき	0.357
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.294
1南アフリカ・ラントにつき	0.143
1ミャンマー・チャットにつき	0.176
1メキシコ・ペソにつき	0.0926
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0307
1モロッコ・ディルハムにつき	0.121
1ルーマニア・レイにつき	(注) 0.412
100ルワンダ・フランにつき	0.182
1ロシア・ルーブルにつき	0.0388

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率
(2007年6月)

2007年6月1日から6月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
119円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.877
1中国元につき	0.130
1スウェーデン・クローネにつき	0.146
1スイス・フランにつき	0.826
1スターリング・ポンドにつき	1.99
1ユーロにつき	1.35
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.324
1イラク・ディナールにつき	
1イラン・リアルにつき	0.000108
1インド・ルピーにつき	0.0238
100インドネシア・ルピアにつき	0.0110
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.935
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000466
1オーストラリア・ドルにつき	0.827
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.107
1クウェート・ディナールにつき	3.46
1ケニア・シリングにつき	0.0146
100コロンビア・ペソにつき	0.0467
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1ジョルダン・ディナールにつき	1.41

1シンガポール・ドルにつき	0.660
100新台湾ドルにつき	3.02
100スリランカ・ルピーにつき	0.915
1スロヴァキア・コルナにつき	0.0403
1セイシェル・ルピーにつき	0.174
100タイ・バーツにつき	3.09
100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.13
1チェッコ・コルナにつき	0.0483
100チリ・ペソにつき	0.188
1デンマーク・クローネにつき	0.181
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.159
1トルコ・リラにつき	0.735
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00781
1ニューージーランド・ドルにつき	0.734
1ノルウェー・クローネにつき	0.166
1パキスタン・ルピーにつき	0.0165
1パプアニューギニア・キナにつき	0.331
1パーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.549
100バングラデシュ・タカにつき	1.45
1フィジー・ドルにつき	0.617
1フィリピン・ペソにつき	0.0210
1ブラジル・レアルにつき	0.492
1ブルネイ・ドルにつき	0.660
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.315
1ポーランド・ズロチにつき	0.355
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングgitにつき	0.291
1南アフリカ・ラントにつき	0.141
1ミャンマー・チャットにつき	0.176
1メキシコ・ペソにつき	0.0909
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0293
1モロッコ・ディルハムにつき	0.121
1ルーマニア・レイにつき	(注) 0.405
100ルワンダ・フランにつき	0.182
1ロシア・ルーブルにつき	0.0386

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率
(2007年5月)

2007年5月1日から5月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
117円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.855
1中国元につき	0.129
1スウェーデン・クローネにつき	0.142
1スイス・フランにつき	0.820
1スターリング・ポンドにつき	1.95
1ユーロにつき	1.32
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.323
1イラク・ディナールにつき	
1イラン・リアルにつき	0.000108
1インド・ルピーにつき	0.0228
100インドネシア・ルピアにつき	0.0109
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.935
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000466
1オーストラリア・ドルにつき	0.793
1オマン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.106
1クウェート・ディナールにつき	3.46
1ケニア・シリングにつき	0.0144
100コロンビア・ペソにつき	0.0455
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1ジョルダン・ディナールにつき	1.41

1シンガポール・ドルにつき	0.656
100新台湾ドルにつき	3.03
100スリランカ・ルピーにつき	0.916
1スロヴァキア・コルナにつき	0.0389
1セイシェル・ルピーにつき	0.173
100タイ・バーツにつき	3.07
100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.11
1チェッコ・コルナにつき	0.0472
100チリ・ペソにつき	0.186
1デンマーク・クローネにつき	0.178
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.158
1トルコ・リラにつき	0.709
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00781
1ニューージーランド・ドルにつき	0.699
1ノルウェー・クローネにつき	0.163
1パキスタン・ルピーにつき	0.0165
1パプアニューギニア・キナにつき	0.331
1パーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.529
100バングラデシュ・タカにつき	1.45
1フィジー・ドルにつき	0.602
1フィリピン・ペソにつき	0.0207
1ブラジル・レアルにつき	0.479
1ブルネイ・ドルにつき	0.656
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.314
1ポーランド・ズロチにつき	0.341
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングgitにつき	0.287
1南アフリカ・ラントにつき	0.136
1ミャンマー・チャットにつき	0.177
1メキシコ・ペソにつき	0.0901
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0293
1モロッコ・ディルハムにつき	0.119
1ルーマニア・レイにつき	(注) 0.392
100ルワンダ・フランにつき	0.182
1ロシア・ルーブルにつき	0.0383

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率
(2007年4月)

2007年4月1日から4月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
120円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.855
1中国元につき	0.129
1スウェーデン・クローネにつき	0.142
1スイス・フランにつき	0.806
1スターリング・ポンドにつき	1.96
1ユーロにつき	1.31
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.322
1イラク・ディナールにつき	
1イラン・リアルにつき	0.000108
1インド・ルピーにつき	0.0227
100インドネシア・ルピアにつき	0.0110
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.935
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000466
1オーストラリア・ドルにつき	0.783
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.107
1クウェート・ディナールにつき	3.46
1ケニア・シリングにつき	0.0143
100コロンビア・ペソにつき	0.0449
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1ジョルダン・ディナールにつき	1.41

1シンガポール・ドルにつき	0.652
100新台湾ドルにつき	3.03
100スリランカ・ルピーにつき	0.921
1スロヴァキア・コルナにつき	0.0377
1セイシェル・ルピーにつき	0.172
100タイ・バーツにつき	2.96
100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.10
1チェッコ・コルナにつき	0.0461
100チリ・ペソにつき	0.184
1デンマーク・クローネにつき	0.175
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.159
1トルコ・リラにつき	0.714
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00781
1ニューージーランド・ドルにつき	0.693
1ノルウェー・クローネにつき	0.162
1パキスタン・ルピーにつき	0.0165
1パプアニューギニア・キナにつき	0.331
1パーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.515
100バングラデシュ・タカにつき	1.45
1フィジー・ドルにつき	0.595
1フィリピン・ペソにつき	0.0207
1ブラジル・レアルにつき	0.478
1ブルネイ・ドルにつき	0.652
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.314
1ポーランド・ズロチにつき	0.336
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングgitにつき	0.286
1南アフリカ・ラントにつき	0.140
1ミャンマー・チャットにつき	0.177
1メキシコ・ペソにつき	0.0909
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0293
1モロッコ・ディルハムにつき	0.118
1ルーマニア・レイにつき	(注) 0.386
100ルワンダ・フランにつき	0.182
1ロシア・ルーブルにつき	0.0380

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率
(2007年3月)

2007年3月1日から3月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
121円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.847
1中国元につき	0.128
1スウェーデン・クローネにつき	0.143
1スイス・フランにつき	0.806
1スターリング・ポンドにつき	1.96
1ユーロにつき	1.30
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.324
1イラク・ディナールにつき	
1イラン・リアルにつき	0.000108
1インド・ルピーにつき	0.0226
100インドネシア・ルピアにつき	0.0110
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.909
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000466
1オーストラリア・ドルにつき	0.783
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.107
1クウェート・ディナールにつき	3.46
1ケニア・シリングにつき	0.0143
100コロンビア・ペソにつき	0.0447
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1ジョルダン・ディナールにつき	1.41

1シンガポール・ドルにつき	0.650
100新台湾ドルにつき	3.05
100スリランカ・ルピーにつき	0.922
1スロヴァキア・コルナにつき	0.0375
1セイシェル・ルピーにつき	0.183
100タイ・バーツにつき	2.84
100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.09
1チェッコ・コルナにつき	0.0467
100チリ・ペソにつき	0.185
1デンマーク・クローネにつき	0.175
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.159
1トルコ・リラにつき	0.699
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00781
1ニューージーランド・ドルにつき	0.694
1ノルウェー・クローネにつき	0.157
1パキスタン・ルピーにつき	0.0164
1パプアニューギニア・キナにつき	0.332
1パーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.513
100バングラデシュ・タカにつき	1.43
1フィジー・ドルにつき	0.595
1フィリピン・ペソにつき	0.0205
1ブラジル・レアルにつき	0.468
1ブルネイ・ドルにつき	0.650
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.313
1ポーランド・ズロチにつき	0.334
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.285
1南アフリカ・ラントにつき	0.139
1ミャンマー・チャットにつき	0.173
1メキシコ・ペソにつき	0.0909
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0305
1モロッコ・ディルハムにつき	0.117
1ルーマニア・レイにつき	(注) 0.383
100ルワンダ・フランにつき	0.181
1ロシア・ルーブルにつき	0.0377

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率
(2007年2月)

2007年2月1日から2月28日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
117円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.870
1中国元につき	0.128
1スウェーデン・クローネにつき	0.146
1スイス・フランにつき	0.826
1スターリング・ポンドにつき	1.96
1ユーロにつき	1.32
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.327
1イラク・ディナールにつき	
1イラン・リアルにつき	0.000108
1インド・ルピーにつき	0.0225
100インドネシア・ルピアにつき	0.0110
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.909
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000466
1オーストラリア・ドルにつき	0.785
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.108
1クウェート・ディナールにつき	3.46
1ケニア・シリングにつき	0.0144
100コロンビア・ペソにつき	0.0443
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1ジョルダン・ディナールにつき	1.41
1シンガポール・ドルにつき	0.649

100新台湾ドルにつき	3.08
100スリランカ・ルピーにつき	0.928
1スロヴァキア・コルナにつき	0.0377
1セシエル・ルピーにつき	0.185
100タイ・バツにつき	2.80
100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.11
1チェッコ・コルナにつき	0.0476
100チリ・ペソにつき	0.189
1デンマーク・クローネにつき	0.177
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.159
1トルコ・リラにつき	0.699
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00781
1ニューージーランド・ドルにつき	0.693
1ノルウェー・クローネにつき	0.162
1パキスタン・ルピーにつき	0.0164
1パプアニューギニア・キナにつき	0.320
1パーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.518
100バングラデシュ・タカにつき	1.44
1フィジー・ドルにつき	0.597
1フィリピン・ペソにつき	0.0203
1ブラジル・レアルにつき	0.466
1ブルネイ・ドルにつき	0.649
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.312
1ポーランド・ズロチにつき	0.346
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.282
1南アフリカ・ランドにつき	0.142
1ミャンマー・チャットにつき	0.174
1メキシコ・ペソにつき	0.0917
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0307
1モロッコ・ディルハムにつき	0.119
1ルーマニア・レイにつき	(注) 0.388
100ルワンダ・フランにつき	0.181
1ロシア・ルーブルにつき	0.0380

ドル通貨換算率

輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率
(2007年1月)

2007年1月1日から1月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類(輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの)に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨(セント)未満を切り捨てること。

	(米ドル)
117円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.877
1中国元につき	0.127
1スウェーデン・クローネにつき	0.141
1スイス・フランにつき	0.806
1スターリング・ポンドにつき	1.91
1ユーロにつき	1.29
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.325
1イラク・ディナールにつき	
1イラン・リアルにつき	0.000108
1インド・ルピーにつき	0.0224
100インドネシア・ルピアにつき	0.0110
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.909
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき	0.000466
1オーストラリア・ドルにつき	0.773
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.275
100韓国ウォンにつき	0.107
1クウェート・ディナールにつき	3.46
1ケニア・シリングにつき	0.0140
100コロンビア・ペソにつき	0.0437
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1ジョルダン・ディナールにつき	1.41
1シンガポール・ドルにつき	0.643

100新台湾ドルにつき	3.05
100スリランカ・ルピーにつき	0.929
1スロヴァキア・コルナにつき	0.0357
1セシエル・ルピーにつき	0.183
100タイ・バツにつき	2.74
100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.08
1チェッコ・コルナにつき	0.0459
100チリ・ペソにつき	0.190
1デンマーク・クローネにつき	0.173
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.159
1トルコ・リラにつき	0.690
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00781
1ニューージーランド・ドルにつき	0.669
1ノルウェー・クローネにつき	0.156
1パキスタン・ルピーにつき	0.0165
1パプアニューギニア・キナにつき	0.320
1パーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.495
100バングラデシュ・タカにつき	1.45
1フィジー・ドルにつき	0.587
1フィリピン・ペソにつき	0.0201
1ブラジル・レアルにつき	0.464
1ブルネイ・ドルにつき	0.643
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.310
1ポーランド・ズロチにつき	0.337
1香港ドルにつき	0.129
1マレーシア・リングットにつき	0.275
1南アフリカ・ランドにつき	0.138
1ミャンマー・チャットにつき	0.174
1メキシコ・ペソにつき	0.0917
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0307
1モロッコ・ディルハムにつき	0.116
1ルーマニア・レイにつき	(注) 0.366
100ルワンダ・フランにつき	0.181
1ロシア・ルーブルにつき	0.0376